平成２４年（フ）第１１７号
奈良県磯城郡田原本町57番地、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字保津11番地の12
債務者　橋本　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
奈良県大和高田市日之出東本町16番２号　プチシャトーＡ棟202号室、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目16番８号
債務者　美容室Ｍｙｕこと　東　美加子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
奈良県葛城市八川149番地８
債務者　山本　直輝
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
奈良県磯城郡田原本町152番地の13
債務者　山本　高由
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
奈良県橿原市一町86番地
債務者　西本　　敦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘２丁目28番地14
債務者　髙山　良弘
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番３―402号　ディオ・フェルティ大和高田
債務者　松田　充弘
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目40番７号　コーポフローレンス101号
債務者　新屋敷　昭
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０６７号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目２番　市営霞ケ丘荘２棟203号
債務者　内藤　　梢（旧姓福嶌）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
島根県出雲市東園町475番地２
債務者　小村　　司
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４４号
島根県出雲市今市町1165番地６、前住所北海道札幌市白石区北郷４条11丁目５番６―303号
債務者　亀滝　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４３号
青森県十和田市大字三本木字北平92番地11　創建ハイツⅦ―Ｆ
債務者　附田　舞夏
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５７号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地28号棟101号室
債務者　千葉　節雄
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
埼玉県春日部市栄町１丁目447番地８　ジュネシオンサカエ202
債務者　川畑　　集
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番21―707号
債務者　石渡　通彦
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3344番地１　コーポアライ201号
債務者　木村　**隆**盛
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４５２号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地３街区33棟307号
債務者　相島　博史
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係